

令和6年2月6日
高齢福祉部高齢福祉課

旧区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助額の改定について

1 主旨

令和3年度より、旧区立特別養護老人ホーム等（ショートステイ含む、以下「旧区立特養」という）の3施設（芦花ホーム・上北沢ホーム・きたざわ苑）が民営化された。区は、民営化後の20年間、管理運営に関する基本協定書に基づいて、民営化に伴う運営費補助を行うこととしている。

運営費に対する補助額は、3年ごとに、旧区立特養の経費負担の状況等を踏まえて見直すこととしており、令和6～8年度の同補助額について改定をするため、以下のとおり報告する。

2 福祉保健常任委員会への報告経過等

令和元年	9月	世田谷区立特別養護老人ホーム等条例を廃止する条例	を報告
2年	9月	世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化後の運営法人候補者の選定について	を報告
	12月	世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に係る基本協定の締結について	を報告
3年	4月	民営化開始	

3 補助の概要等

(1) 補助の概要

①施設維持管理費相当分（水道光熱費相当分含む）

旧区立特養は、入所者一人あたりの延べ床面積を広く確保している等の施設特性から、他の区内特養よりも運営に係る経費負担が多いことを踏まえ、施設規模や運営形態が類似する区内特養の平均維持管理費を旧区立特養の定員規模に換算した上で、旧区立特養と区内特養の維持管理費との超過差額分を補助相当額としている。

②人件費相当分

民営化後6年間は安定的なサービス提供を確保するための経過措置期間として一定の補助をすることとしている。旧区立特養のうち、芦花ホームと上北沢ホームは医療的ケアが必要な入所者を多く受け入れており、看護師配置や協力医療機関等

経費に係る補助を行っている。3施設共通で実施している口腔ケア関連経費についても同様に補助を行っている。

なお、芦花ホームについては、施設構造に起因する介護職員の配置が一定程度多く必要なため、基本協定期間内の20年間は別途一部補助を継続する。

③東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金相当分

公立以外の特養を対象とした都の補助制度があるが、旧区立特養は民営化後も補助対象外となっているため、その相当分を区が補助している。

(2) 民営化後の年間補助額（令和6～8年度分は改定後の予定額）

単位：千円

年間補助額	芦花ホーム	上北沢ホーム	きたざわ苑	合計
令和3～5年度	118,321	98,213	99,638	316,172
令和6～8年度	119,670	96,245	95,617	311,532
差額（増減額）	1,349	△1,968	△4,021	△4,640

※令和9年度以降の補助額については、前年度中に見直しを行い、あらためて議会報告をする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 4月 改定後の補助額での運用開始